明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（一七）　三
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（一八）　四
○農業機械化促進法を廃止する等の法律（一九）　五
○主要農作物種子法を廃止する法律（二〇）　九
○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（二一）　九
○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（二二）　一〇

〔政　令〕
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三八）　一〇
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一三九）　一〇
○休眠預金等活用審議会令（一四〇）　一〇

〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通三）　一〇

〔告　示〕
○認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（個人情報保護委七）　一三
○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（環境四〇）　一七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定・地域路線網に属する高速道路の指定、企業年金基金設立関係　一七
地方公共団体
高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定・指定保安検査機関の指定関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第一七号）（法務省）

1　判事の員数を五〇人増加することとした。（第一条関係）

2　判事補の員数を二三人減少することとした。（第一条関係）

3　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三五人減少することとした。（第二条関係）

4　この法律は、平成二九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（法律第一八号）（環境省）

1　目的の改正

この法律の目的に、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）の的確かつ円滑な実施の確保を加えることとした。（第一条関係）

2　基本的事項の追加

基本的事項に、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下2において同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じた場合における当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るための施策の実施に関する基本的な事項を加えることとした。（第三条第四号関係）

3　措置命令の追加

㈠　環境大臣は、違法に遺伝子組換え生物等の第一種使用等がなされている場合又はなされた場合において、当該第一種使用等により生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該第一種使用等をしている者又はした者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができることとした。（第一〇条第三項関係）

㈡　環境大臣は、違法に遺伝子組換え生物等の第二種使用等がなされている場合又はなされた場合において、当該第二種使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができることとした。（第一四条第三項関係）

㈢　環境大臣は、違法に遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託による使用等がなされた場合において、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができることとした。（第二六条第三項関係）

4　主務大臣への協議

環境大臣は、次に掲げる場合には、主務大臣に協議しなければならないこととした。（第三五条の二関係）

㈠　2及び3の㈠から㈢までの環境省令を制定し、又は改廃しようとするとき

㈡　3の㈠から㈢までの規定による命令をしようとするとき